

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 24 回 丹波篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

令和 2 年 10 月 7 日(水) 14 時 00 分から 15 時 34 分まで

■開催場所

丹波篠山市役所本庁舎 3 階 301 会議室

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 11 名
- (2) 執行機関事務局 4 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

0 名

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料 1	・ 令和 2 年度安定ヨウ素剤配布事業について
資料 2 資料 2-1	・ 第 2 回安定ヨウ素剤事前配布事業 3 年間の報告書 (案) ・ 平成 30 年度篠山市一般会計予算に対する附帯決議 (写)

■会議次第

- 1 開 会
- 2 協議事項
 - (1) 令和 2 年度安定ヨウ素剤事前配布事業について【資料 1】
 - (2) 第 2 回安定ヨウ素剤事前配布事業 3 年間の報告書 (案) について【資料 2】
 - (3) 令和 3 年度の取り組みについて
- 3 その他
- 4 閉 会

■会議録

1 開 会

事務局 (課長)	ただいまから第 24 回丹波篠山市原子力災害対策検討委員会を開催させ
----------	------------------------------------

	<p>ていただきます。私市民安全課の杉野でございます。よろしく願いをいたします。</p> <p>最初に本日の欠席者のご報告をさせていただきます。</p> <p>I 委員、J 委員、K 委員、L 委員から、本日欠席の報告を受けております。</p> <p>F 委員につきましては後でお越しいただくように聞いております。</p> <p>あと、D 委員が途中で退席されますことを御了承いただきたいと思ます。</p> <p>まず最初に資料の御確認をお願いしたいと思います。</p> <p>全部で 6 部でございます。資料につきましてはさきに御送付させていただきました、お目通しをいただくべきでしたが当日の配付となりましたことを御了承いただきたいと思ます。申し訳ございません。</p> <p>御手元資料をごらんください。</p> <p>1 枚目が本日の議事次第、2 枚目が委員様の名簿、3 枚目が、資料 1 としまして、令和 2 年度安定ヨウ素剤事前配布事業について。その後ろ、資料 2 としまして、第 2 回安定ヨウ素剤の配布事業 3 年間の報告書。その後ろ、資料 2 の 1 としまして、議案第 30 号篠山市一般会計予算に対します付帯決議案。最後に広報の写しをつけさせていただきます。</p> <p>以上御確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、委嘱状の交付に移らせていただきます。資料 2 枚目の委員名簿をごらんください。今回これまでの委員から 1 名の方が交代されております。丹波篠山市民生委員児童委員協議会副会長の M 様が、F 様に交代されておられます。今回からは F 様に委員をお願いいたします。</p> <p>それでは委嘱状の交付を平野委員長お願いします。</p> <p>～委嘱状交付～</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、初めに原子力災害検討委員会の平野委員長より御挨拶をいただきます</p>
委員長	<p>はい、皆さんこんにちは。</p> <p>本日、第 24 回の丹波篠山市原子力災害対策検討委員会ということでお忙しい中、またコロナの問題もある中ですね、定刻、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>この検討委員会もですね、24 回を数えております。</p> <p>本日は令和 2 年度の事業の内容それから、令和 3 年度に向けてですね、今後どういった形で取り組みを進めるか。</p> <p>そのほかですねまたそれぞれ委員の皆さんからですね、いろんな関係するようなこと、あるいはそれ以外のことでもですね、いろんな御意見をちょうだいしながら、今後の丹波篠山市の施策に生かしていきたいと、いうふうに考えておりますので、本日は大変お世話になりますがよろしくお願いを申し上げます。</p>

2 協議事項

(1) 令和 2 年度安定ヨウ素剤事前配布事業について

事務局（課長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではここからの協議事項以降につきましては、委員長のほうで進行のほうを務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは早速にですね、レジュメに従いまして、協議のほうに入らせて</p>

	<p>いただきます。最初に一つ目資料 1 によりまして、「令和 2 年度安定ヨウ素剤事前配布事業」についてということで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（課長補佐）	<p>本日の協議について大きくは今年度の安定ヨウ素剤の資料 1 に基づく配布事業の件とですね、2 番目については資料 2 になりますが 3 年間の報告ということで、1 回行ったんですけども、今年度が配布から丸 6 年を迎える年であるということで附帯決議に対する報告を行う年になってますので、それを今案としてこれまとめた内容を、2 つ目協議になります。3 番目は、来年度の事業に向けての内容で大きくこの 3 点について、お世話になりたいと思っております。</p> <p>それでは資料 1 を見ていただきまして事業についての協議事項の説明をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>令和 2 年度の安定ヨウ素剤事前配布について、今年度の開催については 5 月から 6 月にかけて、更新の数は一番少ない年で 6 日間 6 会場で実施予定だったんですけども、ご存じのようにコロナの関係で延期になっております。今年度更新対象の使用期限は令和 2 年 6 月までの薬を持たれている方が対象で、その丸剤は赤色の旧来の分が対象で 3 年期限の分になっております。これは今後の案ということで①、②で事務局案を載せておりますので、説明させていただき、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>1 つ目がですねこの丸剤、赤色の 3 年期限の分についてなんですけども、丸剤で更新の方へは、文章を送付したいと考えております。その内容はコロナ禍の中でですね、今年度、更新事業は、行わない旨をお伝えするとともに、現在お持ちの安定ヨウ素剤については、国においては、製造後 5 年は品質が保たれることが確認されており、使用期限を従来の 3 年から 5 年に延長する見直しがされたため、29 年度配布会場でお渡しした安定ヨウ素剤については、使用期限を 2 年延長することをお伝えしたいと思っております。そのためですね今貰われている方は平成の年だったんで平成 32 年 6 月までが使用期限と書いてあるんですけども、それは読み替えるとその 2 年の 6 月なんですけど、それを令和 4 年 6 月に変更すると、いうふうにしたいと思っております。ただし、令和 3 年度、来年度については大きな 2 回目の更新時期になりますので、そのときには通常どおりですね、延びますが、説明会場に来ていただくと交換もできるという形で対応していきたいなど、今ちょっとコロナ禍の中で思っております。これの根拠というふうなことで、それが後ろのページにつけております、1 ページから両面刷りの 4 ページになっております。今までは配布の在り方については 3 年の薬をですね、5 年で行ってもいいというふうなマニュアルがあったんですけども、1 ページ目については、それをどのように、照会の文章できっちりと厚生労働省のほうに見解を求めているような文面でしてですね、2 ページ目には回答が、厚生労働省のほうからその取扱いの回答が来ております。3 ページ目がですねそれを受けて、内閣府のほうで取扱いについて、このようにしてもらったらいいですよというふうなのが 3 ページ目に来ておまして、要は 3 年、平成 31 年 4 月 1 日より前にですね、渡している赤色の袋の安定ヨウ素剤についてはもう 5 年としてもらってもいいというふうなことが書いてありまして、3 ページ目の記書き以降、自治体の備蓄分についても同様であります。</p> <p>住民に配布してある部分についてもですね、2 年延長してもいいですがその数値をはかることというふうな文面がありまして、これに基づいてですね本来は保管状況もあるんですけど、したいなというふうなちょっと思っております。</p> <p>参考に、4 ページについてはですね。</p>

これは茨城県のホームページを参考につけております。
今現在ホームページ開けましたら、下側、四角書きでボールペンで枠取りしてありますが、安定ヨウ素剤の使用期限の延長をしますよと。内容について私が先ほど読み上げた内容が同じようなことがありまして、茨城県の2021年6月というのを、2023年6月と読替えてくださいということでここに、先ほど1ページから3ページまで添付していきまして文書も、PDFで添付されて周知されてるということでこれは他市の参考というふうなことで上げております。

資料1の表に戻っていただいて、この丸剤の使用期限が6月で切れる方についてはそのような形で、したいというふうになんて考えておられて、御意見いただけたらと思うのと、あと、②のただしですね、ゼリー剤をまだゼロ歳生まれた子たちとか3時、未受領の方もおられるのと、ゼリーから丸剤に変わる3歳の子たちはそう言ってもちょっと使用期限とは関係ないので、もらえない現状は変わっていかないという課題があります。その対応としてしまして1ポツですけども、乳幼児を対象にですね、事前配布とは別にですね、別日を設けて、もしできるのであれば年度内にですね、丹南健康福祉センターとかでも乳幼児限定の配布日を設けることができたらかなと。ただ、医師会の方にはまだ言えてないので、ちょっと医師会のほうにも御相談させてもらってですね、したらどうかなと思っております。

2ポツ目には、前からBさんからもご提案がありました例えば乳幼児健診とか、母子健診をしてるから、その場での配布を一緒にしたらどうかなという提案がありまして検討しました。「しましたが・・・」となっているんですけど、今お医者さんがこられてる健診は3歳とか、4か月、実際スタッフ的には医師もおられる中で丹南健康福祉センターで毎月されてることで、条件的にすごくそろってるんですけども、今現状聞きますと、それこそ1時半ぐらいから受付ですね、お医者さん自体ももう3時頃まで目いっぱい、個々の健診と相談をされてるということと、あとはやっぱり小さい子供たちなんで2時間ほど、なかなか拘束も難しいというふうなことで、なかなかセットが難しいかなというふうなことで、課題があるなというところでありました。

そのためですねやはり考えたのが先ほどの3ポツになりますけども、対象乳幼児の1、2、3を主にしましてですね、単独日を設けて、丹南健康福祉センターであれば中心になるんですけども、健診でも来られてるのでそこで別日を設けて、乳幼児限定のことをすればですね、今託児所とかいろんな中で、全体ではしてるんですけども、子育て世代にも優しい配布につながるんじゃないかなと。ポイントを絞ってできるかなというふうなことで、これが可能であれば、年度内に実施に向けて動きたいなというふうに思っています。

すいません。ちょっと一つ目のポイント①のほうに戻ってなんですけども、今から今年度の事業を実施するとなると、言い訳めいたことにはなるんですけど、実際、開始をしようと思うと、スタートから4か月ぐらいは、案内というか、いろんなものがかかるという工程がありまして、もし今から急いでしても、3月実施にはなると思うんです。ただ来年度の大きな更新がもう3月にしたとしても、あと2、3か月後が、もう次の更新時期になったりするということもありまして、事務局的には交換したらいいんですけども、そういった理由もありまして、今回の提案をさしてもらっております。

今日聞かれた方ばかりやと思いますので、事前配布もない中での提案で申し訳ございません。資料1については、説明は以上です。

委員長	<p>そうしましたら1つ目の協議事項について事務局から説明なり提案をさせていただきます。この件につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
A 委員	<p>よろしいですか。ちょっとまず整理しましょう。 私もこれ3時間しか時間なかったので、全部一応チェックをしましたけれども、ここでポイントは、このコロナのためにね、実際に丹波篠山市としては、ソーシャルディスタンスを保ってでもこの交換事業ができないと判断をされたわけですよ。大前提がそれなんですよ。</p>
事務局（課長補佐）	<p>はい。</p>
A 委員	<p>それがあってだからまずその4月、6月とかの段階では出来ないと。いうことですね。 というのが内閣府はそういうもんで混乱は生じない場合だったら、やりなさいというふうに言ってるわけでしょ、交換を。 そうなんです。ですからね、何で混乱が生じるかっていうと、今年の方をやらないのはいいですけど、来年にもそういう3年目の方が来るわけですよ。 だから、同じ赤の袋を持った方は、今年は受けなくてもいい。じゃあ来年は赤でも3年目に受けなきゃ駄目なのかというその持つてる人の間での混乱が起こってしまうということもあって、そこら辺をちゃんと住民に伝えられるかどうかというそれがちょっと僕心配だったということと、それから、薬医務局も言ってますけども、大前提としてやっぱり、保管期間が長くなると、保管状態が担保出来ない場合があるわけですね。薬剤の有効性だけではなくて。住民の方に通達する場合に、保管状態はいかがですかということをやっぱり確認できるかどうかという、これまでは3年の保管期間だったら大丈夫だろうということで、言ってたんですけどもそれが担保されてる場合には5年にしても全然問題ないですよと、僕もそういう形で言ってますのでね。 その部分は、多少どんな保管の仕方をして僕は大丈夫だと思うんですけども、多少濡れていようが何しようが。ただそれを言ってしまうとまた医者横暴と言われますのでなんですけども。でも、やっぱりいろんな関係まで我々、予測出来ませんので。行政側としてそれに責任をとるためにはそこまでの周知徹底が確認できるかどうかということも一つ、それから、あともう一つはですね、このやっぱりそのゼリーだけじゃなくて新規登録患者さん、いわゆる転入転出に伴うそういう患者さんもいるわけですよ。 それとゼリーから新しくなる、そういう方のことを考えたら、やっぱりそこら辺は待たないわけですからどうせ機会を作らなくちゃ駄目なわけでしょ。となるとその機会の規模の大小という、まして今回、更新の数はそれほど多くないという、僕計算したらだったんですけども。それを多少無理でも、住民サービスという形でやってしまったほうが混乱が起こらないんじゃないかという僕一つの案なんですけどもね。こちらは混乱しますよ確かに。市役所の方は本当に大変なときにもわかんないけど住民サイドとしては、統一化されたほうがクリアカットでわかりやすいなことになるんじゃないかなとちょっと思ったんですけど、いかがでしょう。 これ聞いただけで住民の方わかりますかね。今度から黄色い袋になります、その前の赤い袋の方は今度5年が有効になりますよっていうようなこと言われて、あなたは来年でもいいですよ。そないしたらいいんですけども。安心ですよみたいなこと、それがちゃんと通達できれば僕はそれでいいと思いますけども。</p>

	ごめんなさい。以上です。
委員長	他に関連なりでご意見ございますか。後でまた整理させていただきますとして。
B 委員	<p>乳幼児健診とかでどうしてもこれ以上長く親子ともにとどめておくことは難しいということで、健診会場での配布っていうのは難しいということだったんですけども、前も言ったことがあるんですけども、市内に診療所がありますよね。予防接種みたいに、診療所において、予約制っていうのは。直接いきなりっていうのではなくて、電話で例えば予約をして、安定ヨウ素剤の配布をするっていうことをそういう体制っていうのをとることは出来ないのでしょうか。</p> <p>そうすると、例えば予約という形にすれば、1人2人ポツポツっていうんじゃないくて、何人かまとまれば、もし市民安全課の方からサポートという形でその場に行っていただいて、説明の作業なり何なりっていうお手伝いをもししたら可能んじゃないかなっていうことで。そうすると、通年配布は一応可能ということにはなると思うんです。個人の行きたいときに、というか都合のいいときに希望者が安定ヨウ素剤を受け取れるっていう体制をもし篠山市内でつくることができるのであれば、健診っていう形で、一斉配布するんじゃないくて、それぞれの場において、医師が常駐してる診療場なので、お医者さんの方でどれだけ負担が大きくなるかどうかというのはちょっとわからないところなんですけども、おそらくそういう形にすれば、たくさんがこぞって押しかけるっていうなことは起こらないんじゃないかと思ってまして。</p> <p>やっぱり年々、安定ヨウ素剤の配布事業を最初の勢いっていうのはだんだんだんだんしぼんでいって、みんな配布率もしかしたらこのままいくと更新時期が重なって落ちていく可能性もありますよね。</p> <p>加えて出生数が少なくて、人口減ということもあって、そうすると、密になって取りに行くっていうようなことにはならないと思うので。通年で、安定ヨウ素剤を希望者が受け取れるっていう体制をもし作ることができるのであれば、配布率は下がるかもしれないんですけども、その一斉配布の時に比べれば、ただでもその補完するという形で、もし検討していただけるのであればありがたいなと思います。</p>
委員長	<p>はい。ちょっと視点が変わってきたので、順番に行きましょうか。</p> <p>1つ目、A 先生のご意見について事務局、今のとこどういうふうなお考えになりますか。</p>
事務局（課長補佐）	先生が言われた分についてなかなか確認をとって担保できることは、正直難しいなというのは思います。やっぱり担保出来ないのであれば、それをどのように保管していたのかを確認せずそれを、きっちり保管しておられるという中で、勝手に配布するのでもまたあれなんかなと思って・・・、
A 委員	<p>ごめんなさい。話の腰を折る訳やないけども、アンケート調査をされたとおり、保管がちゃんと確認出来てますという人がほとんどだったですよ。</p> <p>紛失したっていうのはなかったですよ。篠山の方は非常に真面目で。ですからそのときに保管を確認してるということは、ちゃんとその状態にあるということで、御不安な方はというぐらいでも構わないんですけども。</p> <p>わかんなかったら御相談くださいみたいな形でするんでも僕はいいと思いますけどね。</p>
事務局（課長補佐）	例えば、6日間とかいうので予定はしてたんですけども、今言われたようにその確認が出来たりするのであれば、それを2日とかいうことで、市民センターと健康福祉センターだったら例えば1日、1日にしてやっぱり

	交換してほしいとかいう人もあるかもわからへんですね。
A 委員	<p>これまでよりもっとタイトでもええと思うんですよ。今回は期間短いですが、この期間に更新を行いますみたいな形でも。多少御不便をおかけしますが、コロナのこともありますのでという、ただし書であかんですかね。なんか、そのほうが市民は、「市は頑張ってるなあ、それでも」という理解を得られるような気もしたんですけども。</p> <p>それとね、先に出しちゃうけど、B さんがおっしゃったあれじゃないですけども、僕らの本当の目的これ教育ですよ。</p>
C 委員	そうそうそうそう。
A 委員	<p>実は配布をずっとしていくつもりは本当はないんですよ。ないんですよ。言い切ってしまったらあかんですけれども。</p> <p>こうやって住民の教育をしていって、原子力災害に対する心積もりがちゃんと出来たら最終的には、そこら辺の売店で安定ヨウ素剤を買ってもらうのが本当は1番だし。ただし、その知識だけで買ってもらうのでは困るので、先に原子力災害に対する住民の啓蒙活動をやるのが我々の役目で、ある程度まで啓蒙活動が成功したとなったらそれはあとは民間に委ねるべきであって、わざわざそれを市でやるべきではないと最初から僕はその意見でしたけども。その構想の中の一つですので、いろんな先ほど彼女が心配しただんだん先すぼみになっていくのはそれで結構だと思うんですよ。</p> <p>ただし、意識まで先すぼみになったのではなくて、知識をちゃんと植え付けた上でそれは自治体としての役目で。だから、ちょっと視点をですね、配布ということに、もちろん重きを置いてもらっていいんですけども、配布に伴う啓蒙の方に重きを置いてもらうほうが僕は、住民サービスとしてはいいんじゃないかと、私はそういう考えでこれまでやってきておるんですけども、いかがでしょうか。この事業をずっと市に委ねて大したお金じゃないにしても、やるのは僕はそれほど効率的な問題だと思ってません。</p>
事務局（課長補佐）	<p>B さんが言われた診療所というのは、うちも事務局的にはというか、考えてるところがあるんですけど、やっぱり B さんもそれを同じように思っておられると思うので、先生が言われてたとおり教育の分野というところがちょっと、僕も改めて薄れたのかなと感じました。</p> <p>ただ今回の別日で乳幼児を対象にするというメリットがですね、大体今もう説明会を聞かれる方、新規の説明を聞かれる方はどっちかという、新生児の方とか乳幼児のゼリーをもらえる方が結構多いので、そういう意味では全体の会場でそういった方がおられて、いつも医師会のほうで説明いただける内容を聞いていただく中の子供たちばかりの場があるというのは、意識的にもあんたらもらわなあかんでというか、1人ポツンと診療所で来るよりも、何かその集団のメリットはあるのかなと。</p> <p>ただやっぱり大きな会場というか、市民センターとか会場を選ばなあかんと思うんですけど、教育の面ではそういったやり方がいいのかなと思います。</p>
D 委員	<p>ただ、教育、集まったら教育できるかっていう問題もあるし、このコロナで今どうするかっていう検討してるわけですから。</p> <p>集めないって教育の何とか考えていくっていうことを考えるタイミングとしては、絶好のタイミングだと思うんですよ。だからいつでも、交換出来ますよっていうような形で、逆に言うと、いつでも広報できるようになるわけで、その交換の時だけ広報するというより、ずっと継続的に広報していけば、逆にいつでもできるほうが教育効果が高い。</p> <p>今から人を集めて教育する時代っていうのは、もうどことも変わって</p>

	<p>て、学校も全て、集まって教育するっていうことできるだけ減らすっていう方向になってるんで、しっかりと見直されたらいいんじゃないかなと思いますよね。</p> <p>ただ一般の医療機関に委託すると費用がかさんでしまうという問題があるんで、市立の診療所や、一部の医療機関に相談する、そこらへんの費用なんかがいるのかなど。</p>
委員長	どうぞ。
C 委員	<p>はい。</p> <p>僕もやっぱり教育をね、していくっていうことが 1 番の効果として、1 番僕らの役割としてやってきて。ただ、今 D 先生おっしゃるようにね、なかなかそういった今集められないっていう、これは特に 5 月 6 月にね。</p> <p>1 番なんていうか社会的にもこう厳しい感じとか怖い感じですよ。それがあつたときにね、なかなか出来なかったのはやむを得ないなど僕は思うんですけども、それでも教育効果をどう担保するのかなので、だから前に結構、広報書かしていただいたりとか、あるいは今だったら、例えば明日ですね、僕は古市の小学校に B さんに呼んでいただいて、1 年から 6 年生まで全部クラスにいるんですよ。</p> <p>そこに僕は Zoom で話しかけて、災害対策のことが中心で、原子力災害の方はちょっと触れるだけなんですけどもね。</p> <p>そういう形で何かこう、ビデオで流したりとか、そういうものをコンテンツをいろいろつくってね、ぜひ見てくださっていうふうなことを積極的に取り組んで、何かウィズコロナ時代だかアフターコロナ時代だかわかりませんが、そういう中での新しい方法っていうのは、最近市民的にもあちこちで。もう最近僕 Zoom 会議ばかりに出ています。</p> <p>何かそういうのがすごく流行って、かえって Zoom 会議でやると、全然ねという普通の会では会えなかった遠くの人が来たりとか、それ逆にメリットもすごくあるので、そういうふうな積極的な広報っていうこと。その中で僕も B さんの言うように、年中通してもうちょっとね、気軽にというか行けるところが、あつたほうがいいと思うし、特に安定ヨウ素剤のゼリー剤はすごく経緯としても頑張って僕らも手に入れて、うまくやればもっと取りに来るはずなのに、ちょっと設定とかそれがね、こちらがうまくいなくて、こちらが思ったことが配れなかったってことがあると思うんですよ。</p> <p>でもあちこちでやってみてやっぱり、乳幼児のお子さんを持つお母さんが 1 番、やっぱり意識としては、不安だっていうか、この子にっていうのがあるから、何か適切なやり方をすれば取りに来てると思うので、その辺の方向をもう少し検討するといいかと思います。</p>
B 委員	説明会を安定ヨウ素剤配布のときに必ずしなければならないとなってい

	<p>と思うんですけど、その説明を聞くっていうのは、例えば今、若いお母さん、お父さんはほとんど LINE だと思うんですよ。</p> <p>LINE でも動画を配信出来たり Facebook でもできると思うんですけど、その説明会の部分だけオンラインで聞いて、それ確認しましたっていうようなステップを踏んで、それで実際の配布のときだけ、それとも、ただ配布するだけですから、もう健診のときでもできる。そういうやり方っていうのは、厚生労働省なり内閣府なり、説明のパートだけを、もう、事前にオンラインでやるとかいうふうな意向とかいうのは難しいんですかね。</p>
C 委員	でもそれをつくったらいい。
委員長	はいどうぞ。
E 委員	<p>いや、今話を聞いてってね、確かにもう今、オンラインの時代なんで、そういうふうな広報の仕方をしてるのがもう絶対ありやと思うんで、ここに付けてもらっている 4 ページの茨城県のホームページの 1 番下に、こーやって出してはるようにどんどんこういう媒体を使って、ホームページなり広報なりを使って、こーいう、見られるところにこーへアクセスすれば見られますよと、今、B さんがおっしゃったように、インターネットで見られますよみたいなことを広報していくことはそれほど費用はかからへんし、今の時代、まさに D 先生が言わはったように、コロナ期やからオンラインがみんなの中で浸透しとるときやからチャンスなんちゃうかというふうに思います。</p>
A 委員	<p>まさにそのとおりやと思いますね。D 先生や皆さんがおっしゃるとおり、この今回の報告書でこれまでの配布によって、住民のアンケートで 90%以上が、これ安心したとかいろいろお答えなあって、これ効果も十分あって、病気の治療でいうならば、導入寛解まで来ててあと維持療法っていうのが、これまでの寛解段階とは違うんですよ、D 先生。そういう段階になってきたと思いますよ。だから維持療法は、これまでみたいな大がかりな仕組みは要らなくて、いわゆる維持をするための、こーいうオンラインなりなんりのソーシャルメディアかこーいうものを使っていったのが十分かなという気がしますよね。</p> <p>ちょうど確かにいいターニングポイントになったと思いますねこのコロナ禍がね。</p>
委員長	<p>ほか何か関連でございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
F 委員	添付資料の使用期限とか、西暦の併記をしていただいた方がわかりやすくっていいじゃないかと。ちょっと混乱しそうで。
委員長	<p>なるほど。</p> <p>はい。わかりました。</p>
F 委員	すいません。
委員長	どうぞ。
F 委員	<p>A 先生のほうから将来的にはというお話を聞かしていただいたんですけども、結局、ほんの二、三年先の話、四、五年先の話が、明確化してないので、結論が出せないんじゃないかなあと思ってるんですね。</p> <p>例えば、一つの、それが 5 年先になるのが 10 年先になるのが、こーいう形をつくりたいっていう、ある程度そこがはっきりしてるのであれば、例えば、こーいう、先ほど来話出てるように、小さいお子さん、そこには浸透させたりとか、例えばこーいう関連の媒体の中でも、40 歳以上はもう必要ないでしょうみたいなことを平気で書いてあるのがいっぱいあるんで</p>

	<p>すね。</p> <p>だから、そこに終着点を入れて、今ちょっと、欲張り過ぎたなあという気は、私は、ちょっと、今までの参加させてもらってても、ちょっと感じたところで。ちょうど転換期なので、もう少し焦点を絞って、ここだけは残しておきたいのでこういうやり方をしましょうとか、また、先ほどの小さいお子さんの場合は、市民の皆さんには、今年はコロナなのでこうしましたっていう形にはなるとは思うんですけども、いわゆる大局決める場ではもう少し先の見通しも立てた上で、だから今年をこうしようっていう、議論にしたほうが私はいんじゃないかと思うんですが。</p>
A 委員	<p>先生それ言われる全体のストラテジーっていうのがね、一番最初にそれ確かにあったんですよ。</p> <p>それでね、要はある程度教育をして、人口に膾炙（かいしゃ）したらあとは自己責任でという、それが私どもの考え方です。</p> <p>だから、免許皆伝まで行ったその免許どこまで、住民各位がその意識をどこまで行った時を完了とするかということです。</p> <p>あとは自己責任、それはそのとおりで、いわゆるそれ薬を使用するかしないか、40 歳以上とかどこがそれを判断するための教育を我々が行って判断できると見た段階であとは自己責任でやりなさい。それ以前で自分で決めなさいと思ったら非常に無責任なことになりますのでそこまでが我々の仕事だというふうに。</p> <p>そういう形で最初に、この検討委員会のいう趣旨はそうだったというふうに考えておりますけどね。</p> <p>ただ、確かに先生がおっしゃるようにスパンがね、どれぐらいじゃそれをどれぐらいっていうのが、ちょっとこれはいろんなエレメントがあつて、国の原子力政策であるとかいろんなものが実は非常に、エネルギー政策自体もそうですけどもあっち行ったりこっち行ったりしたので、そういうものに多少振り回されるところがありましたのでね。</p> <p>ちょっと、あるいはその測定の問題であるとか、マスコミの汚染レベルの発表の仕方であるというのもちょっと混濁されましたので、ちょっと右往左往したところありますが本来目指されていたのはそうさそうだったと。</p>
委員長	<p>ほか何か関連でよろしいですか。</p> <p>そうしましたら、事務局どうしますかね。私の感覚としてはなかなか今コロナになってですね、行政が何か人を集める住民を集めるのが非常に難しくそれで日がたっていく中で、たまたまこうして3年が5年になりますよみたいな情報もあったりして今日提案をしたところなんですけど、今日改めてですねそれぞれ委員の皆さんからいろんな御意見ちょうだいして、いわゆるウィズコロナですね今後この問題について新たなとか考えるべき提案をいただいたというふうに思ってますので、少し事務局のほうでお預かりをさせていただいて今年度あるいは来年度以降ですねどういう形でこの事業に取り組んでいくか。ということをお預かりをさせていただくということで、また検討をした結果あるいは A 先生とか D 先生とかそれぞれ専門先生にもですねもう少しご相談をさせていただきながら、今後の在り方というのを決めていってまた委員さんにお諮りをしたいというふうな方向でよろしいでしょうか。</p>
C 委員	<p>はい、一回変えますね。</p> <p>やっぱりこの私たちの1番の出発点とは福島原発事故ですよ。</p> <p>それは来年で10年を迎えるということで、一つのそれは大きな社会的にもまあ、実は何の節目でもないけど節目みたいな感じがあって、おそらく特集とかも組まれると思うんですね。</p>

	だからそういう意味では社会的にもう一度、多少意識は上がるときだと思うので、そのときに、積極的に広報していくっていうふうなことをプランニングするといいいんじゃないかと思います。
委員長	<p>それもあわせて、今後の方向ということで。事務局そういう形によろしいですか。</p> <p>はい、そしたらそういうことで一つ目については、少し事務局の方で預からせていただいてまた検討させていただきたいと思いますので、またいろいろとご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>それでは二つ目、第2回安定ヨウ素剤事前配布事業3年間の報告書案について事務局をお願いします。</p>

(2) 第2回安定ヨウ素剤事前配布事業3年間の報告書(案)について

事務局(課長補佐)	<p>資料2についてはホッチキスどめで、あと資料2の1としてですね、1枚ものを添付しております。</p> <p>資料2の1をごらんいただきたいと思います。</p> <p>今回冊子をつくっておりますが、平成27年度から事業が始まりましてですね、最初の議会で附帯決議が出されて、3年間で再度見直しをすることということで、次3年がたってからですね、報告書を前西牧課長のときにですね、報告書を作成して、次、30年3月20日のときにですね、附帯決議をもって当初予算、は決定されております。</p> <p>その文面はですね書いてあるように、事業は平成30年からまた3年後検証してですね、その効果、国の動向などで書いてあるとおりなんですけども、3年後市民への公平な事業実施の在り方を検討することということがあります。</p> <p>これを報告する年度が今年度ということでもまだ今年度事業は、先ほどのようにしてないというふうなこともあるんですけども、今の段階ですけれど、あれから3年たったということで2回目の報告書を作成しております。</p> <p>今回案ということで作成しておりますが、先ほどの今年度の事業の分も盛り込まれてないということもありますので、追加とか、今日、委員さんの意見も聞きながらですね、完成版にして最終はきちんと、議会のほうにですね、これをまた前回同様報告させてもらってですね、次へ続けていくと、いうふうな段階に入りたいと思います。</p> <p>これは事前に渡してたらよかったですけど、ちょっとごめんなさい、昨日完成したとこなんで申し訳ございません。簡単に表紙からですけども、2回目の報告ということで載せております。</p> <p>表紙は先ほどから赤袋と言うておりますが左側の写真が過去から、当初、配布した安定ヨウ素剤で赤色で3年になってまして、黄色は次に去年からですかね、配布しました、5年のが出来てまして今はもう赤色がなくなっております。それとゼリーというのを表紙にしております。開いてもらいまして2ページ目からになるんですけども、基本的に1回目の報告書を西牧課長のときに作成された分の内容で、そこに赤ラインを入れているのが、今回追加した分になります。直近の3年だけ載せたらいいんですけども、やはり趣旨、目的、スタート時点は削除することが出来ない一番重要な分になりますので、追加ということで表記しております。</p> <p>2ページ目、事業開始から赤線になりますけども、4年目となる平成30年度については、使用期限が3年間であることから、初回受領者11,357人の方が更新になる、大きな更新の時期を初めて迎えたということを書いております。そのときにですね原子力防災の学習会をしたりしての特集号ですね、それこそ資料でつくっておりますが、これはその当時の更新時期の特集号の広報をつけておりますが、こういったものとかホームページと</p>
-----------	---

	<p>か、防災行政無線とかで、C 委員が言われたようにですね、受領に向けて意識を高めてもらうということで、強弱をつけながらですね、啓発をしたということです。</p> <p>また乳幼児向けのゼリーの受領率を上げるために、子育てふれあいセンターに私とか安井とかが出向き、直接説明したりして啓発活動にも力を入れましたというふうなことで、そういった取り組みの内容を挙げてます。また託児の提案をですねいただいたということもあって、子育て世帯にも優しい、会場づくりとして託児所の設置もしたというふうなことを書いております。</p> <p>2 ページ目の 1 番下のほうはということで、30 年そして令和元年度の合計配布者数は 10,230 人でしたというふうなことになっております。</p> <p>3 ページ 4 ページにつきましては、これは特にこの 3 年間で大きかったのが、30 年度の初めての更新を行ったということが大きなことだったので、それを年代別地区別で、70.9%の方が更新をいただいたということで、あるところでは 60 何%という更新率もありましたので、7 割というのはある程度の成果が得られたかなということで次につなげなければならないということで、概要はその取り組みを載せております。</p> <p>5 ページについてはですね、27 年度から始まりました分で、黄色の色については、初回、新規受領の数値を上げてまして、水色のものについてはその年度の方が、更新されたその方の新規受領の次更新率を上げるとということで、1 番上の平成 27 年度で新規受領された方は、2 回、再通知を送って最終は 75.8%の方が更新されるとというふうな、見方になります。ゼリーについてはですね初回、丸になります。平成 29 年度にゼリーを配布して、32.7 ということで 3 割に近いような数で少なかったということで、追加追加再通知をすることによって今、64.5 というふうな分になっておりますが・・・。</p>
A 委員	<p>これちょっとだけ僕わからなかったけど、ゼリーの更新って、次、ゼリーでない場合がありますよね。</p> <p>丸剤になる場合がある。あれはどういうふうに計算してあるんですか。ゼリーからゼリーだけを・・・。</p>
C 委員	ゼリーからゼリーは無いんじゃない・・・。
事務局（課長補佐）	ゼリーの更新は無いです、すみません。
A 委員	そうですね。だから、どういうことかなと思って。
事務局（課長補佐）	<p>これはゼリーの更新じゃないですね、単に渡しただけで。配布ですね。あくまで渡した分になります。</p> <p>6 ページにつきましては、原子力発電所の状況ということで、これも上段、下段については 1 回目の分に、現状を赤ラインですが変更しまして、地図上で、また赤丸は休止中で稼働中というふうなことで上に書いておりますが現在は、17 原子力発電所 57 基の原子炉があって、今は稼働しているのは大飯と高浜、玄海というふうな感じというふうな情報で、ホームページから、本日の稼働状況というふうなのを見てあげるという分です。下については、特に前回と変更はありません。</p>
C 委員	<p>これ、高浜は今日止まります。</p> <p>高浜 4 号は今日ですね、今日停止です。だから、大飯と玄海 4 号の 2 基、3 基ですね。</p>
事務局（課長補佐）	一応これ、すごく僕と課長といろいろと調べて、この地図は日本原子力技術協会の情報は、原子力安全推進協会、本日の稼働というふうなところでちょっと、いろいろ見ててそういったところから情報入れないという

	こです。
C 委員	<p>これ、できればね、原子力発電所の安全対策のところ、新規制基準がありますけども、この重大事故対策の上に、特定重大事故等対処施設ってのがあるんですよ。要するにテロ対策っていうふうに、一般的に言われてますけども、その施設が出来なかったから停止なんです。</p> <p>2 回延長した期限なんだけど、その期限を守れなかったのだから停止っていうことなので、社会的には、安全装置をつくらなかったのだから停止って言ったんです。だからそれはちょっと意味は大きいので、ちょっとそこ調べて加えられるといいかなと。</p>
事務局（課長補佐）	もしいけたら、説明中でも、言ってもらったらうれしいです。
C 委員	はい。後でその資料お送りしますので。
事務局（課長補佐）	<p>なかなかそこまで専門的なことがわからないので、いろんな今日御意見いただいた内容とかも補足というか、追加とかしながら、資料修正をしたいと思います。</p> <p>7 ページ目については、アとイについても、最近の状況を入れておりますので、数値を最新の情報で、また変えたいと思います。10 月 5 日時点になってますが。</p> <p>イの全国の備蓄状況ですけども、インターネット公開されてるのは今も茨城県がされてまして、令和元年 8 月 31 日時点の情報が載ってました配布状況については、このような感じで、50%を切ってるということがありました。</p> <p>あと、全国の状況を、昨日内閣府に聞き取ると、前回西牧課長が聞き取られた内容が前回あります。全国的な平均が 6 割というのがあるんですけど、内閣府の方はもうそれ以降直近で調査はしてないので、余り変わらないだろうというふうなことで、大きな変動はないとの見解で聞いておりますが、余談ですけどその方が言われたんですけども NHK で何か特集番組がありまして安定ヨウ素剤の配布率が進まないのはなぜかみたいな部分でも、配布が、4 割ぐらいやというのも最近テレビで言われてたらしくて、それも内閣府の方が言われててそういう意味でもだいたい前回の状況と同じじゃないだろうかということでもちょっと盛り込んでおります。</p> <p>あと 8 ページとかについてはですね、30 年と元年度の分が事業がありましたので、赤ラインで追加しております。</p> <p>9 ページについても、予算を、その分の決算を追加したということでもあります。</p> <p>11 ページについてはですね、10 ページから 51 ページにかけてはまとめのほうになっております。11 ページに赤ラインを引いてますが、平成 30 年度の取り組みの内容を入れまして 70.9%で更新がありましたというふうなことで、皆さんの関心の高さがあったというふうなことで、あと、点線枠赤字になってるのは、1 回目の報告のときにですね、この内容を報告した中で、篠山市の原子力災害検討委員会に報告したところというふうなことで、今後も継続の必要があるというような方針をここでいただいたというふうなことで、市としても取り組んでいくというふうな内容が赤で書かれてる。これは参考に挙げてますのでここはまた、変わってくるというところではあります、そういった形で盛り込んでいきたいと思っております。</p> <p>あとは事業経過というところで、13、14 ページは、追加してるということでもございます。ちょっと盛り込まれてない内容もあるかもなんですけど、これに修正等を加えまして完成していきたいと思っておりますので、御意見</p>

	<p>いただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>これにつきまして、今この時点ですすね、何かお気づきの点ございましたら、よろしくお願いします。</p>
C 委員	<p>これやっぱり表紙のところの使用期限 3 年って書いた方がいいんじゃない。毎回なんか出るときに、それは内閣府の指針についてこういうふうにしますとかなんとか。 そうしないと、使用期限 3 年というのが、またこちらから出てしまう・・・。</p>
委員長	<p>また、新しい情報出たものね。はい。それまた事務局この辺の整理をお願いします。 ほか何かこの際これについてございませんか。</p>
A 委員	<p>まあよう頑張らはったですすね、篠山市さんほんまに。前も思いましたけど、よう地方自治体でここまでやらはったと思います。本当に感心します。 別に茶化してるわけでも何でもなくて本当に感心します。</p>
C 委員	<p>NHKの番組作るんだったらちゃんと取材してって・・・。</p>
A 委員	<p>これ、こういうのが番組になるのが果たして良いことか悪いことかですね。 なかなか微妙な問題なんで。</p>
G 委員	<p>A 先生にちょっとお尋ねしたいがよろしいでしょうか。 先生前にこれのほうの環境省のほうの依頼があつてそちらのほうにも出席なさつとるといふうなことがお聞きしたことあるんですが、今は環境省としては放射能対策ですすね国民を放射能から守るっていうか、そういう立場で取り組みというのが進んでいるかとは思ふうんですが、原子炉から廃炉になって出てきたところの、メルトダウンした非常に高レベルの放射能についての処理については、六ヶ所村に持って行って、そこで処理するというようなことや、それからもう一つ低レベルの方では再処理できるものは再処理するという言葉が環境省のホームページ見たら、あつちこつちに出てくる。それを再処理することについて、どの程度住民が、篠山の市民が理解しているかについてですが、なかなかわかりにくいと。篠山で再処理と言え砂利の再処理ということで、それが小多田と野中の間に、土砂の再処理工場があるんですが、それは放射能とは関係ないと、説明会では、業者の方ほうやらそれから検討会では、篠山市が要請をして外部者としては農薬関係の土壌の先生がお越しになって、副市長がその会に出席していただいとったんですが、そういう先生あたりでは放射能については専門でないので、あのときは何の発言もなさらなかったんでね。そういうのがここへ来ないという話は聞くんですが、来ないというふうになつて誰が来ないというふうになつていふのかいふことを担保する方法が、いまだに確立されていないと、篠山市において、思うところがあります。 今年、篠山市の環境課長さんがお代わりになつて、もう何か月か前にお尋ねに行ったんですが、篠山の再処理工場で何が処理されて、その処理されたものはどこへ運んでいるのかと、いふことを聞いたけどそれは私らは知りませんと、課長さんおっしゃるんです。 それから残っている。いわゆる汚染された物質はどこへ処理されてるのか、それもご存じでなかったですよ。 そういう恰好だから、再処理というのは放射能とは限らないんで、どんな汚染物質が来ているのかいふことは、我々それを一切聞いてないんですが、篠山市についてもこれは県が検査するといふことになつとるようですが、県からの報告も御存じでないと、いふのは篠山市の環境課の取り組み</p>

	<p>でして。</p> <p>それで放射能というのは今どうなってるかについて、時間ありませんので詳しくは述べてる間はありませんけれども、どういうふうになってんのかという国民がほとんどいない、市の関係の環境課がご存じでないわけですから一般の市民なんて何にもわからないわけね。</p> <p>そういう中に置かれて、今日本の国民は、放射能のあるかないかよくわからんままで過ごしておると。これが私がプライベートの話で恐縮ですが、入院したときに、看護師さんに今いろいろ放射能のお仕事をなさって、年間何ミリシーベルトぐらいを今、受けられてるんですかと聞いたら、そんなの知りませんと。篠山市の病院の看護師さんがね。それでなんぼが限界やということについても、ご存じでないです。</p> <p>そういうことで専門の放射能を扱っている人でさえそんなんですから。一般の市民がここのコロナの中でも毎日、非常に感染しないかということと非常に心配しているんですが、放射能については全く 9 年前のことも通り、過去のことで、もう何にもないかのように、暮らしてるわけですね。しかし、これはいろいろ学習したように放射能というのは、そう簡単に消え去るものではないと。セシウムというのは短くて半減期が 33 年ぐらいで、なくなるのはもっともっとかかるわけで。ウランとかプルトニウムとかいろんな物質があって、その量というのはものすごい量が、小出裕章先生のお話言うとプルトニウムというのは、長崎型の原子爆弾が 1 億何千発分もできるぐらいの放射能が日本には備蓄されとると。それは、青森県へ持っていくという話ですが、その他の低レベルの放射性物質の放射能なりなんなり、その辺のものについてどういうふう処理されて、日本国内で処理しようとしているのかそのあたりについて、環境省のホームページを見たのではわかりませんし、先生お取り組みの中で、そういうことについて、何か議論されてるようなことがありましたら、教えていただけたらうれしいです。</p>
A 委員	<p>どうもご心配はやまやまだと思います。</p> <p>順番にお答えします。</p> <p>まず私環境省の範囲でございます。確かに、放射線の健康に与える影響に関しての答申をするということで、国会で大野さんという方と一緒にチームを組みまして、小冊子をつくりまして今日持ってくるのを実は忘れたんですが。そういうことで、小冊子にまとめたのでお配りします全員に。環境省で、10 名の委員がおりました。もちろんその中の私 1 人が委員なんですけども。いわゆる医療放射線被ばく、それから原子力災害の被ばく、そういったものに関して小冊子が出来ましたので、それをまた提出させていただきます。</p> <p>ちょっとご心配の再処理に関しましてはまたちょっとなかなか分野が別になるんですけども、放射線を扱う医療関係者ですらというお言葉でしたけど、それは実際にはちょっと、そうではなくって、医療関係で放射線を扱う場合には必ずフィルムバッジっていうのをつけておりまして必ずそういう、人事院勧告いろんな法規制電離則といろいろありまして法規制のもとに、一定の教育を受ける形になっております。篠山市、それから兵庫医大なんかもそうですけど、実は私が全部講義をしてるんですけども。ですから、その講義を年に 2 回受けないと駄目だということですのでその確認は絶対に受けてます。そうじゃないとフィルムバッジが出ませんので放射線は扱えないということになって、それで扱いますと無免許運転となつてえらいことになってしまいますので、実はそれで幾らでも資格のない看護師あるいは助手が放射線を扱ったということで、医師法違反で新聞沙汰になるのはそこら辺のことです。ですから、そういう意味で全体に、その知</p>

	<p>識はあるはずで。</p> <p>どれぐらい被ばくを受けたかどうかということもそのフィルムがあつて絶対に報告しておりますので、放射線を扱う人間は絶対にそれを知つてははずです。ただし、知らん人も実はいるんで、補助者さんならば知らない場合もありますけども、測定範囲外なんですよほとんどは。それであんまり私は被ばくしたって聞いたことない。してる人もいるかもわかりませんが、一応そういう電離則に従いまして、そういう教育、それから実習です、そういうものそれから測定、あと健康診断それ用の健康診断も受けさせておりますので、医療関係者に関しましては全然それはないと。</p> <p>また、それ以外の職種でも放射線を扱う場合にはそういう国の法規がございますので、それに則つてると思います。</p> <p>あとですねここから先私本当は発言権はないんですけども、私環境省ですけどもその健康に関わる放射線の影響に関しての委員でして、実際その環境測定する方のあれとは違いますのでちょっと発言を差し控えたいと思いますし、ただ、常識的に考えまして、篠山市側に立つわけじゃないですけども、何らかの他の物質はいざ知らず、放射性物質を搬入する場合ある一定量以上のです、例えば時計のラジウムとかそんなのはいざ知らず、それから微量のものはいざ知らず、ある一定の工業廃棄物なりあるいは材料として搬入する場合には、それなりの法規制があるはずですので、無断で市民に無断でそういうことはまずなされないんじゃないかと私は信じておりますし、そういうことがもし後からわかった場合にはもう市側は厳しく罰せられますので、恐らくそれはないんじゃないかと。これは、原子力放射線だけではなくてそれ以外の有害物質、公衆衛生学上問題となるような有機溶剤あるいはそれ以外の公害の対象となるような物質においては全てそういう法規制が日本の国はございますので、それを周知せずに、篠山のスタッフは非常に優秀ですから、そういったことを知らずに、業者に勝手にそういうものを持ち込ませるといふことはしないんじゃないかというふうに、私は信じておりますけれどもそこから先は副市長さんの方がお詳しいんじゃないかと思っておりますけれどもよろしいですかね。</p>
<p>委員長</p>	<p>処理場の問題とかそれについては、もともと整備される時にですねいろんなことがございます。基本的に、兵庫県の環境部局と一緒にですねいろんな指導もし、それがきちんと守られとるといふふうに思っております。</p> <p>それから担当課長がですねちょっとその行き先とかその処理先わからへんとかいう話があつてちょっとそれが、この4月1日から衛生課の課長も変わつてましてですね。それはちょっとその情報不足というか知識不足というか、それはそれで担当課長としてはですね本来きちんと調べてお答えをすべきであつたというふうに思いますから、それは市としてお詫び申し上げますのでですねその辺は当然追跡すれば分かるというふうに思っておりますから、御理解を賜りたいというふうに思います。</p>
<p>G 委員</p>	<p>この原子力災害ですから、原発から出た放射能、今問題になりますけど、放射性物質だけじゃなしに、がんになる原因として、フェノールが前上流の川で流れたことがあると。フェノールとそれからこれに塩素が化学反応を起こしたら発がん性物質ができると、というようなことをは私ちょうどその頃そういう本を読んでおつたこともあつて、篠山の市議会で議員さんが質問していただいたんですが、それも知りませんということであれば、早急に調べて報告しますということで、瀬戸市長さんの時代ですけども、そういうことがありましたが、その後フェノールがどうなったかについては、もう安全宣言が出てその後は検査されてるようにはない。篠山川の水というのは、フェノールをもともと測るような基準が県にもないんで</p>

	<p>すね。ないですからそんなん調べる必要ないということで、フェノールと塩素と結合して発がん性物質ができるということについても、調べる項目がないので検査の対象になってない。ということでそういうことも、安全な水やということで今、いただいとるわけですけどね。そういうふうなことで、のど元過ぎたらみな忘れてしもて暮らしとるというのはその場で時だけは、みんな真剣にやるんですけど、もうじき忘れて平常に戻ってしまうと。それで何もわからんままに飲み込んで、そういうものがずっと蓄積してがんっていうのが発生してるように思うんですが、私もだいぶここの黒いのが増えてきて、大分これ体の内側でも黒いものがあるんじゃないかと思って検査してもらいましたが、一応表ほどようけ黒いものは体の中に無かって、安心しとるんですけども。フィルムをいただいたところ、よくわかりませんでした。後で言ってもらっていっぱい鉛筆で丸印が付いてるんですね。それはようけ小さいものがあるんやなということがわかったんですね。</p> <p>幸い、そういうもの乗り越えて、80歳まで生きさせていただきまして、いろいろありがたいことと思うんですけど、そういうものを抱えながらなる皆生きとると。舌に出てきた人はもう発音がおかしくなって、舌の手術やら、先生はそういうことなさってるんかと思うんですけど。大変なお仕事をなさって、一生懸命努力していただいて我々見とるんですけども、しかしそういう物質というのは、放射能はいうに及ばずその他いろんなフェノールさえそういう危険があったり、原発で今度敦賀の動燃の原発が、原発やなしにリサイクルやね、燃えたウラニウムから出てきたプルトニウムを再処理にするんですね。その公表は、一応、廃炉になるということで、そこらの物質は危険なものは六ヶ所村に行くかと思うんですが、六ヶ所村から出た後の処理っていうのは、どこというか決まらない、これは北海道の・・・。</p>
H 副委員長	G さん、すいませんけど。ちょっと個人的には申し訳ないんだけどいろいろ問題があると思うんですけども、この議題はここのところにもう1回戻しませんか。と私は思いますけど、皆さんどうでしょうか。
G 委員	放射性物質は広がっておると。それに対する我々、生活をどのように安全確保していくんかというようなことがね、今後の検討課題にはしていかなきゃならない。学校教育においてどのようにするか。福島県あたりはその点ではかなり進んでますよ。そういうことであればもうこれ学びながらね、福島の中学生が自分で線量計というのは持つとるわけね。それでもって自分の住んでる地域の放射線やらを調べながら、そういうものは皆で寄せ集めながら、町の安全を科学的に知ると。
H 副委員長	だから申し訳ないんだけど、限られた時間内で検討するわけですよ、はっきり言いまして。だから少しでも端折ってですね、説明していただけたら私はいいんじゃないかと思えます。
G 委員	そういうふうなことに結びつくようにね、今後の方向として、検討委員会の方向としてね、そういうことも考えていく必要があるのではかなと。
H 副委員長	そうですね、そのとおりだと思います。
委員長	はい。
C 委員	それについて言うと、福島原発から出た、大量の放射性物質がありますから、それがだから合法的じゃなくて非合法的に。例えば滋賀県の琵琶湖の周りに放射性のチップがすごくばらまかれたというよりもトラックでいっぱい置かれて、それは最終的に処分されましたけども、そういうふうなねいろいろと汚染物質が持ち込まれるということに対する G さんの懸念だと思うんですね。それ自身は、大事なポイントだと思うんですね。

	<p>僕が今、一言言いたいのは、ヨーロッパでのね経験でいうと、チェルノブイリの後にですね、やっぱり放射線測定とかを取り組んでる都市にはあまり持ち込まれない。そういう意味で私たちが検討委員会を持ってやってるっていうことの一つの意義もね、あそこをすることに対しては、結構きちんとしてるから、特に非合法的な人たちはあそこは持つてくとばれちゃうぞっていう、割とそういう抑止効果もあると思うので、そういう意味で私たちが検討委員会をしてることがね、一つマストが立ってて、丹波篠山市はきちんと取り組んでるとこだなっていうことをね、やっぱり維持し続ける。そのためにはね、さっき言った広報をちゃんとやりましょうということですよ。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。そしたら、この件についていろいろ御意見ちょうだいしましたので。 はいどうぞ。</p>
F 委員	<p>ちょっとこれは、何とも出来ないことかもしれないんですけど、予算額のところの一覧表ですね、正直、ちょっと我々が例えばお弁当をいただいとるか、薬剤師の場合ですと 12,000 円。これは、私が言うのもおかしいんですけど、もらい過ぎじゃないかなと。実際、立ち会っていくときに、もうその回が進めば進むほど、もういるだけなんですよ。もうだいたい質問内容も、カリウム大丈夫ですかって言って。だから逆に、まず薬剤師に関しましては、市役所も含め、職員の方が手弁当で、参加されてるわけですよ。同じ扱いにさせていただいて結構かと思います。それと、やはりその 12,000 円っていうのが、誰が言い出したのかわからないんですけど、もらい過ぎだと思います。</p>
委員長	<p>なるほど。</p>
F 委員	<p>だから基本的に、市のスタッフの方が実際お薬を渡されるわけで、それは我々やってるのはそういう仕事なんです。もう言っていたらやりますからそういうなもの。 だからそれは逆に言いますと、ドクターを拘束している時間で算出してあるのかもしれないんですが、ドクターのね、講演されてなくてテントの中にいらっしやって、1 人も相談を受けていらっしやらなくて、こんなもらってるんですかっていうことで一般市民の感覚とは変わってくると思うんで。 ちょっと違う目で見れば、やはりこれ突っ込みどころ満載やと思うんですね。他のまた自治体がやられるときの一つのこれまた参考になると思うんで、一応、ここに参加してる薬剤師として、下げていただいたらと思うんです。その了解は、私がいろいろ声かけるときにこうなりましたからと言うんで。いや、やっぱり目立ちますもんねこれ並んでる費用の中で、報償費が突出してるからですね。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。 これについてはまた新年度等で今後の、また非常に貴重な御意見ちょうだいしましたので参考にさせていただきます。ありがとうございます。 ほか何か。 はいどうぞ。</p>
B 委員	<p>1 番最後の今後の在り方っていうところの 10 ページから 11 ページにかけてのところなんですけども、一番最後の今後どうするかっていうところサブタイトルやと思うんですよね。それが今事務局のこの段階では書きにくいというのわかるんですけど、これからどうするのかっていうところの、まさしく今後の事業の在り方っていうところについての記述はこの報告書を出す際に、あともう少し一文二分を付け加えることができらばいい</p>

	うところだと思んですがいかがでしょうか。
C 委員	全く同意見です。
委員長	そしたら、それをまたお聞きしたらいいんですね。
事務局（課長補佐）	一応、形的是もう今の赤字の内容が、載る内容としてはこれを基本にと思っておりますので、この意見の後段の部分が削除されていくという感覚は何もないので、どっちかという、これからも同様にやっていくというふうなスタンスの中での報告に持っていこうと思っております。 ただ、今の課題とかもあるとは思いますが、7年迎えての課題的なものも入れて啓発活動含めてやっていくという風になっていくかなと思っております。 もし何か追加等ご意見ありましたら言ってもらえたらと思います。
B 委員	勘違いしてみたいで赤字のところの赤字は赤字じゃなくて黒字になって、最終的には・・・。
事務局（課長補佐）	そうですね。ちょっと見ようによっては全て勝手に入れ込んでるんかというふうな・・・。
B 委員	御意見等は、委員会で、話し合っていくということでよろしいですかね。
A 委員	あんまりですね、最初からそこまで言うのは、ちょっと、いかがなものかと。まだ理解されてませんよっていう、思われる方も、少数意見であられるかもわかりませんので。本当は多数決の理論ですからね、90%の方が全部理解されてるんだったら僕はそれでいいと思うんですけど、やっぱりそうじゃない方もいらっしゃいますから。あまりその将来構想まで、大上段にここで言うてしまうのはいかがかなっていう気が、市の立場としては。
B 委員	なるべく啓発に努めていただくと。
C 委員	そこはきちんと強調したらいいんじゃないかな。
委員長	はい。 当面はちょっと改めてこの辺は・・・。
A 委員	ここの委員会というのは、先ほど G さんではないですけども、やっぱり言いたいことを僕言ったらいいと思うんですよ、僕も言うてますけども。ここで出なくなっちゃったら、たたき台もなくなりますので、これはだって次以降に乗るわけですよ、こういう意見が出てた。ある程度それでいいんじゃないかと思うんですよ。こういう意見が出てたのはどうなったということ。だってそれをまとめてどっちつかずのことを書いてあるんですから、それで僕はだからいいんじゃないかという気がするんですけど。どっちつかずって失礼な言い方ですよ。ごめんなさいね。
委員長	ほか何かこの際ございますか。 よろしいでしょう。 そしたらおおむねこういう形で少し・・・。
C 委員	ちょっと個人的な報告なんですけども。この放射線副読本っていうのは文部科学省から出てるんですけども、これがですね、例えばこの検討委員会でも検討したような医療被ばくと一般の被ばくを全部一つの表で出してしまう様な、ただ余りにも放射線の危険性を書いてな過ぎるというふうに思ったので、市民的に読み解きを行いました。厚生労働省のものは著作権は別にないので、使えるので、それに私たちが『すっきり読み解きBOOK』ってのをつくりましたので、ネットなんかでも公開してるのでね。またお知らせしますので興味のある方は、ぜひ、連絡していただけたらと思います。一応お知らせ。

委員長	<p>はい。そうしましたらこの報告書については一応、基本こういう形でもし何かございましたらまた事務局のほうにお願いをいたします。</p> <p>次ですね本日最後、令和3年度の取り組みについて若干コロナの関係も今日意見出てますからそういったことも反映、また今後検討せないかんですが今取りあえずある分で事務局からお願いをいたします。</p>
-----	--

(3) 令和3年度の取り組みについて

事務局（課長補佐）	<p>資料はございません。</p> <p>口頭にはなるんですが、令和3年度の配布については2回目の大きな更新時期ですので、それを上げる取り組みとして昨年の広報に載せておりますが、再度広報に力を入れてですね、温度を高めていきたいというふうに思ってます。また、会場についてもコロナの話があったんですけど更新のときはちょっと市民センターと、丹南健康福祉センターといつか設けたりして出やすいような配慮しとるというふうなことがあります。</p> <p>そこが大きなちょっと令和3年の見込みになります。</p> <p>ただ先ほどの分が言ってもらってますので、診療所をどうするのかとか、別日の問題もありますので、そこも今年度中にですね予算関係してきますんで、ちょっと先生とか御意見もらったり、それこそ医師会と薬剤師会とも来てもらってますけどそこら辺も連携していかなければならないので、御理解いただいた中でですねいい形で指定して受領率を上げたいと思っております。</p> <p>例えば、課題はたくさんありますがしていきたい思っております。</p>
委員長	<p>はい。口頭ではありますがそういうところですが、この際何か新たな取り組みとかご意見ございましたら・・・。</p>
A 委員	<p>僕は分かるんですよ。</p> <p>全体的にはそれでいいと思うんですけど。</p> <p>特に重点項目としてね、最初に B さんが言ったようにソーシャルな媒体を使ったような広報活動、ちょっとそれ力、そちらにだんだん移行していかなと駄目なわけでしょう。何かそこらちょっと、統一した特定重点分野みたいな。国の言い方みたいになっちゃって、ちょっと申し訳ないんですけど。そういうのは何か項目設けてなくていいですか。何か全体的に頑張りましょうっちゅうのはなかなか力がわきそうにないので。これまでは配布、更新とききましたでしょ。最初は教育だった。それから配布になって、更新になって見直しになって、次は何なんかな。このウィズコロナで方法論が変わるわけですから。その中で意見が出たわけですから、それに対してもそれこそワーキンググループが出来て僕はいいぐらいだと思ってるし。それを専門家を招いてもいいぐらいだと思ってるんですけども。たまたまそういうのがこの議会出たわけですから。それはちょっと重点項目として何か挙げません。いかがでしょう。</p>
C 委員	<p>僕も、さっきはね、思いつきで言ったんですけど。やはり来年の福島原発以降 10 年、というふうなことで、こちらもやっぱり何か積極的にキャンペーンを行って、それこそ、丹波篠山市の取り組み、これヨウ素剤だけじゃなくて、取り組みを振り返るっていうのもやっていいんじゃないですかね。</p> <p>そこにはだからハンドブックもつくりましたしね。</p> <p>それから様々な、消防団はもう毎年のように大きな、講演学習会開いてきましたし、消防団がカップをそろえたりもしましたよね。そういう、安定ヨウ素剤だけじゃなくてもっといろいろやってきた取り組みがあってそれをもう一度振り返りながら、そういうことを話しながら、もう一度やっぱり原発事故に対しての備えをね、きちんとやっていこうということをや</p>

	<p>キャンペーンしていくっていうの一つ、来年、一つの柱はヨウ素剤配布と、もう一つの柱ですね、していくといいんじゃないかと思います。</p>
事務局（課長補佐）	<p>わかりました。わかりました。何でもわかりましたと言うとったら申し訳ないんで、ちょっとソーシャルディスタンスの映像を交えてとかいうふうな流れがあるんですけどね。どうしても僕はもう、安定ヨウ素剤配布については原子力規制庁とその『配布と服用に当たって』のマニュアルをもって配布しているというか、コロナがあるまででしたらもうすごく説明会をして、お医者さん、薬剤師さんがある。F 薬剤師さんからもあったんですけど、金額というよりもおってもらおうというか、そこでのお医者さんとやっぱり薬剤師さんがおってもらわな出来ないというこの配布事業というのがあってですね、説明等も資料ひとつにしても、すごくもうきちきちとやってこなあかんというのがあったんですよ。ただ、イメージ的に啓発的には分かるんですけど配布をその場のお薬的に動画を見て理解して、その職員だけで渡すとかいうのが、これはちょっと質問になるんですけど、今後有り得るのか・・・、</p>
A 委員	<p>それ今がその時期だとは私は思ってません。ただね、最初一度最初を思い出していただきたい。最初に我々したことはこの委員会が第1回やったあとに、その前に何をしたかっていうたら、私が学長から言われておまえあそこに行って原子力に関して放射線に関して全部講義してこいって言われた。まず皆さんを講義したわけですよ。</p> <p>市役所あるいは健診センターの方を全部含めてまず専門家、その次は学校関係の方に対して私全部講義をして。だから順を追ってそういう段階をこうやって踏んできて、やっぱり今そういった責任ある方々は、大体篠山市の置かれてる今の原子力の状況であるとか、放射線に関してのある程度のレベルのことはもう認識していただいと僕思うんですよ。</p> <p>それが進歩だと思うんですよ。</p> <p>じゃあ、一般の市民がどこまで来てるか。確かに、ここに配布という、実際の行動がアクションが加わる場合にはそれに対する責任がありますから、そこで、市側がそういう責任を感じるというのもすごくわかりますけども。だから、今すぐそうはいかないにしても、先ほど僕が言ったとおり、最終的には市が配るんじゃないくて、教育された知識のある人が自己責任で、薬局に行って、処方箋出して買えるような状況が一番望ましいわけで、そこに至るまでの途中の今が過渡期だというふうに僕は捉えてるんです。だから一足飛びに何もなしとかいうことじゃなく、ただ、先ほど、薬剤師会のF先生も言われたとおり、最終目標ストラテジーをどこに置くかということを決えず頭の中においてそれに向かって進んでいかないと、目標がなくて進んでいくとどこいくかわかりませんのでね。やっぱりその一里塚一里塚っていうのはマイルストーンとして、何らかの変化があってしかなるべきだと。その変化は重複してもいいと思うんですよ。前のが終わらないうちに次のが始まっても構わないと思う。だからその中でSNSとかそういうものを加えるということが一つの移行期として、いいんじゃないかなあと。一つを捨ててから次に行くのではなくてオーバーラップしても構わないと思うんですよ、というのが私の意見です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そういうことで事務局またまた御指導もいただきもってですね、より良いものでまた検討を進めるべしで。他何かございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
B 委員	<p>報告書とちょっと違うことでもいいですか。</p>

委員長	報告書というか、もう令和 3 年度の取り組みについてをやっておりま す。
B 委員	じゃあその他のところでいいですか。
委員長	そうしたら令和 3 年度については今いろいろ御意見頂戴したことも参考 にですね、改めて事務局のほうで整理をさせていただいて、取り組みを進 めたいというふうに思います。 次、3 のその他で、何かこの際ございましたらどうぞ。

3 その他

B 委員	<p>はい。今丹波篠山市のほうでは、第三次丹波篠山市総合計画のパブコメをされてると思うんですけども、ちょうどそのパブコメの期間中ですね、今現在。そのパブコメの中にですね、篠山市が基本構想っていうか、市として、どういった市をっていうそのグランドデザインのところだと思うんですけども、そのパブコメの中の、計画の中でですね、それが、『第 2 章社会潮流の変化と丹波篠山市の課題』っていうのが書いてあるところがありまして、その中で、3 番目に、『安全安心への関心の高まり』っていう項目があるんですね。</p> <p>で、すごく大きなその丹波篠山市としての在り方を考えるっていうのが、この総合計画と思ってるんですけども。これまで、この安定ヨウ素剤の取り組みであるとか、原子力災害対策検討委員会の検討を知って取り組みをこれまで行ってきたことってのは直接この総合計画の中には、組み込まれてないっていうかあんまり反映されてないんじゃないかっていうふうに思っています。そうすると、安全安心の関心の高まりっていう項目以外のところでも、ほかにも、例えば、SDG s への取り組みとかそういうのも書いてあったりとか、人口減社会の加速と人口構造の変化とか新型コロナウイルスのことで、そのほかにも項目あるんですが、ぜひとも、市民安全課で事務局を持っていたらこの原子力災害対策検討委員会のことっていうのを、ぜひ安全安心の関心の高まりの中に、安定ヨウ素剤を配ってますよってあるとか、そういうことを組み込んでほしいっていうふうに思っています。これもイチ市民としてパブコメを出すことも可能なんですけども、検討委員会からの意見として出来たこの総合計画への反映に少しでもしていただけないかなというのがあります。</p>
委員長	<p>はい。一応内部では調整した結果ということで今パブコメを求めておりますが、あくまで今の市民の方の御意見というか、そういったことなので。課長さん、そういう点で。 あ、どうぞ。はい。</p>
E 委員	<p>その会議に、実は私、防災というポジションで、防災会議の代表で出さしてもらって、当初、原子力委員会のことも書いてなかったんです、実は。私、手を挙げて、いや自分のことばかり言うとなっちゃいますよ。相対的な話をして、こんなもん、ってやっていますよということを提案させてもらったんです。それまでは、このままではなかったんです。原子力委員会の存在も書いてなかったんでね。やっぱり総論いうのがあって各論があるんで、まずその中ではそんな細かいことは言いませんけども、各論になっていくと、そういうことだけやっていますよということを防災の立場として出さしてもらると人間としては、市民の安全安心のためには、こんなこともやっています、あんなこともやっていますということで、各論で出せと言われたんで出させてもらいました。で、文言になつとるはずなんです。ですからまだ資料が全部いってませんけども、そん中見ていただいたら、原子力委員会のこともちゃんと載っていますんで、それだけちょっと付け加え</p>

	ておきます。
委員長	<p>ありがとうございます。ほかこの際その他でございませんか。 よろしいでしょうか。 はい、そうしましたら、予定は終わりました。事務局これで終わってよろしいな。</p>
事務局（課長補佐）	はい。
H 副委員長	<p>はい。長時間会議、よろしく終わりました。 私の地域としてはですね、丹南人権学習会でですね、A 先生からの声ですね、外部被曝、内部被曝っていうのを聞いて、内部被曝には何でヨウ素剤が必要なの、甲状腺を守るためっていうような、その程度しか私認識はないんです。これ一般市民の方もですね、原子力、原爆放射線はっていう、このぐらいの知識の程度じゃないのかなと。やはりこの今回 24 回ですけれども、これは、3 桁になるぐらいは続けてですね、やっぱ周知し、広報するぐらいのね、しつこくね、もう嫌になるぐらいしつこくやっていかなければですね、終わらない問題じゃないかと私は思ってます。 今後ともひとつよろしくお願いします。 今日はどうもありがとうございました。</p>